

資料 3 - 4

手話に関する施策及び条例に関する滋賀県内の状況

調査期間 : 令和3年9月13日～令和3年9月22日

調査方法 : 電子メール

回答自治体数 : 15自治体 (18自治体中)

回答率 : 83.3%

※以下の取りまとめ結果には、長浜市の状況を含む。

1 手話通訳士（者）の配置状況

配置数	自治体数	内訳（手話通訳士数・手話通訳者数）
0名	3自治体	
1名	5自治体	3（1名・0名）
		2（0名・1名）
2名	7自治体	5（1名・1名）
		2（0名・2名）
3名	1自治体	1（1名・2名）

2 手話通訳士（者）の勤務形態

正規職員	0名
会計年度任用職員（フルタイム）	7名
会計年度任用職員（パートタイム）	14名
その他（3日／月）、1日あたり3時間	1名

3 手話通訳士（者）派遣事業の実施形態

直営	3自治体
委託	5自治体（他自治体と広域で委託、2自治体）
直営と委託	9自治体
実施していない （対象者なし）	1自治体

●事業の対象となる派遣先（複数回答可）

医療機関	15自治体
学校関係	15自治体
自治会等	14自治体
交友関係	5自治体
買い物	9自治体
その他（自由記述）	冠婚葬祭、福祉サービス関係、行政手続関係、
	生活全般、自治体の長が認めた場合、等

●利用時間や利用回数等の制限

ある	0自治体
ない	15自治体

●過去3年間の実績（件数）

自治体名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長浜市	158	161	127
米原市	248	227	276
彦根市	478	524	411
東近江市	291	273	186
近江八幡市	317	345	242
野洲市	385	173	181
守山市	148	166	261
栗東市	88	73	44
草津市	516	560	459
甲賀市	381	315	267
大津市	720	760	639
高島市	384	469	411
多賀町	実施していない		
甲良町	1	1	1
日野町	25	14	32
竜王町	7	13	5

●通訳者の同席拒否

ある	1自治体	部屋が狭いため、フェイスシールドでの入室を拒否された。
ない	14自治体	

●申請書（時）に同意等の記載の有無

（個人情報関係、通訳の錯誤に起因する不利益の免責事項等）

ある	1自治体
いない	14自治体

4 手話通訳士（者）登録制度の有無

市町	現在の登録人数	1時間あたりの単価	交通費支給	令和2年度実績
米原市	4名	1,500円	有	5件
彦根市	9名	1,500円	有	125件
東近江市	8名	1,500円	有	155件
近江八幡市	5名	1,500円	有	6件
守山市	12名	1,500円以上	有	91件
栗東市	0名	登録なしのため、実績なし		
草津市	10名	1,500円	有	94件
大津市	31名	1,500円	有	362件
長浜市	登録制度なし			
野洲市				
甲賀市				
高島市				
多賀町				
甲良町				
日野町				
竜王町				

5 手話奉仕員養成講座の実施の有無

ある	16自治体
ない	0自治体

6 遠隔手話通訳事業の有無

ある	7自治体
ない	9自治体

うち実施準備中：2市町（令和3年10月現在）

7 自治体独自の、電話リレーサービスの実施の有無（スマートフォンで動画等を利用

ある	3自治体
ない	13自治体

※米原市:0件、東近江市:1件、大津市:511件
(R2年度実績)

8 自治体独自の、電話リレーサービスの実施の有無

(メールやチャット機能等を利用した即時対応)

ある	3自治体
ない	13自治体

※米原市:20件、野洲市:47件、東近江市:49件
(R2年度実績)

9 手話の啓発内容（自由記述）

- ・ 出前講座 ・ 障害者月間に合わせた啓発（図書館にブース設置・オンライン講座）
- ・ 手話言語条例制定に合わせた啓発動画作成、リーフレットの全戸配布
- ・ 学校での体験学習 ・ 初心者向けの手話チャレンジ講座、テキスト作成等
- ・ 手話に関するイベント開催 ・ ケーブルテレビでの啓発
- ・ 職員向けの研修会 ・ リーフレット作成（児童向け・市民向け・事業所向け）
- ・ 手話教室（一般向け・夏休み親子向け・難聴者向け）
- ・ 広報誌（毎月手話単語掲載） ・ SNS（Facebook等）

10 手話言語条例の制定状況

制定済	5自治体
未制定	11自治体

11 制定された自治体への質問

ある	2自治体
ない	3自治体

●制定までに、特に苦労した点（自由記述）

- ・ 市民とともに作った条例となるよう作成過程を意識した。
- ・ 当事者や支援者の思いをどのように反映させるか苦心した。
- ・ 情報コミュニケーションを包括するか否かで意見が分かれた。

●条例制定による効果（自由記述）

- ・ 市民が手話に触れる機会が増え、関心が高まった。
- ・ 手話関係の団体が集まる機会が増え、つながりができた。
- ・ 手話を使用する人が活躍する機会が増えた。
- ・ 啓発のための予算がつき、市民に啓発する機会を作ることができた。
- ・ 当事者が啓発する機会が増えた。